

玉光苑デイサービスセンター（認知症対応型通所介護）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第 4470100720 号)

当事業所はご利用者に対して介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供するサービスの内容、ご利用上注意していただきたいことを次のとおり説明致します。

当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護 1～5」と認定された方が対象となります。尚、要介護認定をまだ受けていない方でも状況によりサービス利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情等の受付について
7. サービス利用に関する留意事項

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 霊山会 |
| (2) 法人所在地 | 大分市大字市 459 番地 |
| (3) 電話番号 | 097-541-0344 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 清水 千恵美 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 42 年 11 月 8 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定認知症対応型通所介護事業（地域密着型サービス）
平成 18 年 4 月 1 日 大分市指定 第 4470100720 号
当事業所は特別養護老人ホーム玉光苑に併設されています。 |
| (2) 事業の目的 | 当事業所は、要介護状態と認定され主に認知症を有する利用者に対し、日常生活に支障を来している問題等の改善、認知症の進行を緩和・防止するために心身の活力低下を防ぎ、活動意欲の増進を図ることで自尊心を保持できるように又、家族に対しては、在宅介護における身体的・精神的負担の軽減を目指し、それに則した適切なサービスを提供することを目的としています。 |
| (3) 事業所の名称 | 玉光苑デイサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 大分市大字市 459 番地 |
| (5) 電話番号 | 097-541-6528 |
| (6) 管理者氏名 | 佐藤 嘉洋 |

(7) 当事業所の運営方針

- ・当事業所は利用者の心身の状態に応じ、ニーズに沿った通所介護計画を作成し、その有する機能に応じた在宅生活を過ごせるように援助を行う。
- ・当事業所は地域密着型サービス事業として、利用者を支える環境要因（家族・親類・医療・保健・福祉サービス事業所等）及び大分市との綿密な連携を図り、地域において総合的なサービスを受けられるよう努める。
- ・当事業所は明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が安心してくつろげる環境を提供するよう努める。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対しても理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ・利用者又は家族の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則し、当事業所が得た個人情報については、介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

(8) 開設年月日 平成 18 年 4 月 1 日（旧制度下では、平成 6 年 3 月 29 日）

(9) 利用定員 12 名（平成 18 年 4 月 1 日より）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 大分市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜（祝日も営業） 12 月 30 日～1 月 3 日は休業日
営業時間	8：30～16：30（サービス提供時間）

4. 職員の配置状況

- ・当事業所の職員の職種・員数は、次のとおりである。

- ①事業所所長（管理者） 1 名
- ②生活相談員 2 名
- ③介護職員 2 名
- ④機能訓練指導員（看護職員） 2 名

- ・職員の職務内容は、次のとおりです。

①管 理 者 … 事業所を代表し、事業所に携わる職員の総括管理・指導を行います。

②生活相談員 … 利用者及び家族の生活・介護相談に個別に応じ、課題解決するために管理者・担当ケアマネジャー・関係機関を含めて、サービス内容を検討してサービス実施のための必要な連絡調整を行います。

③介護職員 … 通所介護計画に沿って、心身状態に合わせた介護サービスを行います。（アクティビティー・レクリエーション・身体介護サービスの提供等）

④機能訓練指導員 … 通所介護計画に沿った医療行為や突発的に医療行為が発生した場合（看護職員）の対応及び主治医・医療機関との連絡調整を行います。又、個別機能訓練計画に沿って訓練の実施を行います。
機能訓練は主に看護職員・生活相談員により実施します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供致します。

- (1) 介護保険給付対象サービス
- (2) 介護保険給付対象外サービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

(以下のサービスについては、利用料金の9割(または8割・7割)が介護保険から給付されます。)

<サービスの概要>

- ① 利用者・家族に対しての生活・介護相談の受付及び援助
- ② 通所介護計画の立案・実施・モニタリング・評価
(ケアマネジャーによるケアプランに基づき、利用者・家族のサービスニーズに合ったもの)
- ③ 各種プログラム … 脳と身体機能に働きかけ、認知症の進行を緩和・防止し、自尊心を保持・回復することが目的である。
 - ・アクティビティ … 個々の心身の状態に合わせた個別プログラムを展開することにより集中力・記憶力・作業能力・にアプローチを行い、脳活性を図ります。
 - ・レクリエーション … 脳機能・身体機能を意識したプログラムを提供し、心身機能の活性を図るとともに利用者間の交流を行います。
 - ・個別身体機能訓練 … 必要性を有する利用者で心身状況、希望に応じて個別の計画を立案し実施し、モニタリング・評価を行います。
- ④ 介護サービス … 食事・排泄・移動等において直接的介助が必要な場合は、個々の心身の状態に合わせた介護サービスを通所介護計画に基づき提供します。
(排泄に関して状況次第では、看護職員より浣腸・排便を行う)
- ⑤ 健康状態の確認 … バイタル(血圧・脈拍・体温)測定・定期的体重測定・関係医療機関の連絡調整を行います。
- ⑥ 認知症レベルのスクリーニング …

前頭葉機能検査：FABの実施	1回 / 3ヶ月
長谷川式スケールの実施	1回 / 月
NMスケールの実施	1回 / 6ヶ月
- ⑦ 送迎サービス … 身体状態に合った車両にて、ご自宅から事業所間の安全な送迎を提供します。天候・交通量等により予定の送迎時間に変動がある場合には、随時連絡を行います。
- ⑧ 入浴サービス … 希望される時間帯(午前・午後)にいつでも入浴可能です。
個別入浴でプライバシーには細心の配慮を行います。
健康状態や精神状態に異変がある場合は、主治医・看護職員の指示を仰ぎ、状況次第では入浴中止することもあります。
中止する際には、ご利用者並びに家族に状況説明を行い、部分清拭等を行います。

<サービス利用料金>

法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護を提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割または2割・3割とする。

(別紙 各介護度別の利用料金を参照)

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額が変更になります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 昼食代 (食材料・調理に係る費用です) 利用料金：614円
朝食代 (希望者のみ) 利用料金：432円
- ② センター利用上、通常必要となる諸経費 (オムツ代等：現物を持参しても結構です。)
- ③ 出張美容室のご利用について (毎週1回：水曜日の午前中)
美容師による散髪 (パーマを含む) を実施しております。
カット代：2,000円 (パーマ代は別途)
希望される場合は、要予約ですので、2週間前を目安としてお申し出下さい。

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合、事前に変更する内容・事由について、変更を行なう2ヶ月前迄にご説明致します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)・(2)の料金・費用は、サービス利用終了時にその都度、お支払い下さい。当該月の一括払いも可能です。(理美容代は基本的に当日のお支払いでお願いします。)

(4) 利用の中止・変更

- ・利用予定日の前に、都合によりサービス利用の中止・変更を行なう場合はサービスの実施日の8:30までにご連絡下さい。
- ・利用予定日の8:30までに申し出がなく利用を中止された場合、取消料として昼食代の全額(614円)をお支払いいただく場合があります。
※ご利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・サービス利用の変更等の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望される期間にサービスの提供ができない場合は、利用可能な日時を提示します。
※サービス利用の変更に関しては、原則として担当ケアマネジャー等と協議した上で、変更するものとします。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付しています。

苦情受付窓口（担当者） 管 理 者 佐藤 嘉洋
生活相談員 佐藤 嘉洋・上尾 智子

電話番号 097-541-6528

受付時間 月曜日～土曜日
8:00～17:30

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

大分市長寿福祉課	所在地	大分市荷揚町 2-31 (第 2 庁舎 2 階)
	電話	097-537-5679
大分県国民健康保険団体連合会	所在地	大分市大手町 2-3-12
	電話	097-534-8470
大分県社会福祉協議会	所在地	大分市大津町 2-1-41
	電話	097-558-0399

7. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス提供方針や内容については、ケアマネジャーによる「居宅サービス計画」の内容を踏まえ、「通所介護計画」に定めます。サービス提供までの流れは次のとおりです。

- ①ご利用者の心身の状態等について、ご利用者及び家族の方に聞き取り調査を行い、サービス等について意向や希望をお伺い致します。
- ②「居宅介護計画（ケアプラン）」の内容を踏まえ、ご利用者及び家族の方からの調査結果をもとに「通所介護計画」を立案します。
「通所介護計画」については、ご利用者並びに家族の方に提示し、了承を得られれば、同意書に署名をいただきます。
- ③「通所介護計画」は、「居宅介護計画（ケアプラン）」が変更された場合、もしくは、ご利用者並びに家族の方の要請に応じて変更の必要性を確認し、ご利用者並びに家族の方と協議して、「通所介護計画」の変更・更新を致します。（心身の状況が著しく変化された場合にも同様です。）
- ④ 当事業所によるサービス内容は原則として、通所介護計画に沿って提供致します。

8. サービス提供における事業所の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービス提供を行うにあたり、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命・身体・財産の安全確保に努めます。
- ②ご利用者の体調・健康状態に異変があれば、主治医、看護職員に連絡を行い、状況に応じて受診等の対応を行います。尚、ご利用者の状態については、速やかにご家族等に連絡を行います。

- ③職員の資質向上のため、高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア等の研修の機会を確保して、ご利用者およびご家族に対して適切な認知症対応型通所介護が提供できるよう、職員の勤務体制を定めます。
- ④ご利用者に関する作成書類（ケース記録等）に関しては、いつでも閲覧され必要であれば、複写いたします。
- ⑤サービス提供にあたり事業所が知り得たご利用者並びに家族等の個人情報等を正当な事由なく、第三者に漏洩致しません。（守秘義務）
個人情報保護法に基づき、個人情報に関する基本方針・利用目的について文書にて説明し、了承されれば、個人情報の使用に係る同意書に署名していただきます。（別紙）

9. サービス利用に関する留意事項

- ①入浴サービスを提供するにあたり、利用者の身体の状態を最優先しなければならないため、入浴前のバイタル測定において、基本として最高・低血圧が160/90以上または体温が37℃以上の場合においては入浴を中止します。

ただし、それ以外であっても主治医・看護職員の指示により入浴の可否が決まることがあります。バイタルに異常がある際には、家族及び場合により主治医に連絡を行なうものとする。

- ②事業所利用にあたり、朝自宅に迎えに行った時点において、心身の状態が悪く、尚、バイタルにも異常がみられた場合、利用を中止することもあります。
（必要な状況であれば、家族に確認の上、医療機関及びケアマネジャーに連絡・状態説明を行います。）
- ③事業所利用にあたり、事業所が必要であると認めた以外の物品・飲食物は持ち込まないようお願い致します。
- ④事業所利用にあたり、故意又は過失により第三者に損害を与えたり、事業所を損壊した場合等、諸規則に万一違反した場合は、事業所は利用者に利用の停止を決定することもあります。

10. 緊急時における対応

- ①サービス利用開始するにあたり、連絡先（緊急時）を3名程度ご確認致します。
- ②サービス実施中にご利用者の状態が急変、またはその他緊急事態が発生した場合は事業所の看護職員が初期対応を行い、主治医もしくは協力医院の三愛病院に迅速に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともにご家族に状況説明を行います。
- ③ご利用者ごとに危険を伴う状況等を各場面（移動・入浴・食事・排泄・プログラム）ごとに評価し、対応策を職員全員で協議し、周知徹底に努めます。（個別リスク評価表）
- ④予め事故が起こり得る危険性がある場合は、事故の要因となり得るものを除去し、危険回避を行うものとし、ご利用者の安全を第一にサービス提供に努めます。

11. 損害賠償について

当事業所において事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、賠償致します。
（守秘義務に違反した場合も同様です。）

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状態を配慮して相当と認められた時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. サービス利用をやめる場合について

次のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との利用契約は終了し、サービス利用をやめることとなります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状態が「自立」もしくは「要支援1・2」と判定された場合。
 - ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - ③ 事業所の滅失により、ご利用者に対するサービス提供が不可能となった場合。
 - ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
 - ⑤ ご利用者から利用解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
 - ⑥ 事業所から利用契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- (1) ご利用者からの利用解約の申し出（中途解約・契約解除）
利用契約の有効期間であっても、ご利用者から利用解約・契約解除することができます。ただし、以下の場合には、即時に利用契約を解約・解除することができます。
- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
 - ② ご利用者が入院された場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ⑥ 他者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
- (2) 事業者からの契約解除の申し出
以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。
- ① ご利用者が利用契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。
 - ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。